

■平成25年度執行目標 上下水道部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点	項目 (単位)	根拠計画 等	H24 実績値	H25 目標値
上下水道部	水道業務課	1	水道事業に関する業務移行調査	検針業務、窓口受付業務、開閉栓業務、料金徴収業務、給水停止業務など、水道事業の中で、民間委託できる業務の調査研究を行う。また、包括的な委託も可能かなどの研究も行う。	現在、検針業務は個人に、開閉栓業務はシルバー人材センターに、それぞれ業務委託を行っている。いずれも専門性が高く、地域に精通している必要がある業務であるが、個人委託には事故発生時等の業務遂行に不確定性がある等の課題もあり、各業務委託の効果を十分検証し、業務全体の包括的委託のスケールメリットの検討を行いながら、見直しを進める必要がある。				
上下水道部	水道業務課	2	水道事業新財源の検討(ネーミングライツ等)	水道事業の財源確保により、安定的で継続的な経営基盤の強化を目指すため、管理する資産へのネーミングライツなど、新たな財源確保のための政策を研究する。	水道事業として管理する給水塔や各施設やその他資産について、ネーミングライツ等の政策を検討する。ただし、周辺への景観配慮とともに、木津川市の水道事業規模等において、依頼企業側にとって魅力的、かつ長期的なネーミングライツ等の政策が成り立つのかも、十分に研究する必要がある。				
上下水道部	水道業務課	3	水道施設パンフレット作成	水道事業PRに役立てるため、木津川市の水道施設のパンフレット作成を行う。	木津川市が発足して、6年目となり、現在、木津川市の水道施設等を紹介できるパンフレットが無いため、宮ノ裏浄水場完成を機に、水道施設の場所等がわかる簡易なパンフレットを作成をする。	パンフレット作成部数(部)		0	2000
上下水道部	水道工務課	1	水道施設集中監視システムの構築	事務所のある吐師受水場内に、市内全域の水道施設の集中監視システムを構築する。大規模な設備更新が必要な為、今年度は、旧加茂町(簡易水道除く)の水道施設状況データ(ポンプの運転状況・送水流量・配水池水位等)の監視を可能とし、故障等による異常事態発生時及び地震等の災害発生時におけるへの迅速な対応を目指す。	現在、水道施設データについては旧町毎に別の監視システムが設けられており、各地域に行かなければ確認が出来ず、異常事態発生時の状況把握に時間を要していた。これを改善する為、旧加茂町、山城町の水道施設データを吐師受水場内で一元的に監視出来るシステムの構築が必要である。				
上下水道部	水道工務課	2	布設水道管の更新整備	水道事業における老朽水道管を下水道関連等工事実施に合わせ、耐震管への更新を図る。	下水道関連等で一部負担を得たり、補償工事を実施する事により、水道会計の費用負担の軽減を図りつつ耐震管への更新を進める。	工事施工延長(m)		3749	5200
上下水道部	水道工務課	3	地震など災害対策機能を付加した機材の導入	災害に強い都市基盤づくりに向けた機材導入の一環として、新市街地の配水管整備事業について、震災前から試験的に導入していた応急給水口機能を付加した空気弁を今後も引き続き設置する。	今後は、木津川市全域に拡大を図り災害に強い都市基盤づくりを目指す必要がある。また、災害発生時の空気弁を利用した緊急給水について、関係課等と協議する必要がある。	応急給水口機能付空気弁設置数(基)		23	26
上下水道部	下水道課	1	汚水処理施設整備基本構想の策定	平成25年度内に方針決定を行う。 ・加茂地域(瓶原地区)は地域役員と調整し、統一した汚水処理の方針を決定する。 ・木津地域は、住民説明会が実施できるよう地域役員と協議を進める。	瓶原地域は、合併浄化槽事業のアンケート調査の結果が、過半数に達していないことから、方向性が出せない状況である。今後は、区役員(区長会)と再度協議し対応を検討する。また、木津地域は他事業との関係があり、地域長からは時期尚早との返答である。				
上下水道部	下水道課	2	水洗化率向上への取り組み	個別訪問の強化により未接続世帯の実態調査及び普及促進活動を行う。 ・既成市街地の水洗化率(処理区域内人口に占める水洗化人口)の割合を1%引き上げる。	郵送による水洗化促進(水洗化の手引き・アンケート)では、アンケートの回収率が低く、水洗化意識の向上が図られたとは感じられなかったため、本年度は個別訪問を基本とする(不在時等は投函)。なお、無断接続対策等のため、個別訪問に併せて現地の状況確認を行っていく必要がある。	個別訪問件数(件)		193	400
上下水道部	下水道課	3	下水道事業会計への地方公営企業法適用	下水道事業会計に地方公営企業法を適用すべく早期に政策決定を受け、基本計画を策定するとともに、スムーズに委託業務を発注できるよう準備を行う。	国において、地方公営企業法の見直しが進められている中、法非適用の事業については少なくとも法の財務部分を適用し、経営の健全化を図るべきとしている。このような状況の下、本市においても使用料が平成24年度から統一され、今後より一層の健全経営が必要である。庁内の意思決定にあたっては、他の公営企業(水道事業)との組織一元化を前提とするか、あるいは財務部分のみの適用にとどめるのかが課題となることから、基本計画の策定と並行して議論する必要がある。				